

(5) 受益者、転得者の反対給付等に関する権利

不動産の売却が取り消された場合、受益者・転得者は債務者に不動産を返還すべきことになるのに対し、支払った代金については債務者に対し返還請求することができる（425条の2）。

なお、債務の弁済が取り消された場合には、受益者は債務者からの弁済金を返還することになるが、受益者の債務者に対する債権も復活することになる。

16. 連帯債務

(1) 連帯債務者の1人について生じた事由の効力

- ① 広義の弁済、混同、更改の3つだけが絶対効となった。
- ② 履行の請求、免除、時効の完成は相対効とされた。
- ③ 他の連帯債務者の反対債権→相殺はできなくなり、履行拒絶が認められた。

(2) 求償関係

① 求償額

負担部分を超えているか否かは関係ない。

② 事前・事後の通知を怠った場合

求償が制限されるのは、他の連帯債務者の存在を知っているときに限られる。

③ 資力のない連帯債務者がいた場合

- (ア) 残りの連帯債務者が負担部分に応じてかぶることになる
- (イ) 負担部分がなければ平等となる
- (ウ) 連帯の免除をしても同じ(445条削除)

17. 連帯債権

連帯債務と異なるのは、絶対効の範囲だけである。

絶対効 → 弁済、相殺、更改、免除、混同